

議案第51号

大田原市税条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年6月11日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市税条例の一部を改正する条例

大田原市税条例（昭和30年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

附 則

この条例は、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から施行する。